

第11回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

平成30年11月8日(木) 午後3時00分
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏 ・ 野々村 貢
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫
松野 芳正

欠席農業
委員

河田 均 ・ 西垣 隆 ・ 清水 健吉 ・ 江崎 和浩

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則
加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
丹羽喜美夫 ・ 福井 正弘 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇
村瀬 新一 ・ 山田 貞夫

事 務 局

副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
副主査	吉村 雅子	主任	棚橋 秀行
主任主事	木下 勇気	主事	片岡 美晴
主事	佐藤 優希	主事	福藪 いづみ

議 案

第 7 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について

第 7 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

第 7 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について

第 7 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

第 7 6 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

議 長

それでは、平成 3 0 年第 1 1 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、1 8 名中 1 4 名ですので、本会議は成立することを報告致します。

議 長

本日は、傍聴人がおられます。傍聴人は、岐阜市農業委員会会議規則第 1 2 条の規定に従っていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 5 番、林安廣委員、議席番号 6 番、梶下信孝委員、よろしくお願いいたします。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第 7 2 号、農地法第 3

則竹主査

条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転6件、賃借権の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第72号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、北長森地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細2番、黒野地区からの申請内容は、所有権の移転で、世帯内で田を贈与するものです。

申請明細3番、方県地区からの申請内容は、交換による所有権の移転で、農業経営の合理化を図る譲渡人と譲受人が畑の交換をするものです。

なお、この逆で交換する土地は、この後で御審議いただきます農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請により、資材置場に転用します。

3ページをお願い致します。

申請明細4番、方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

次の日置江地区の2つの案件は、同一人物による申請のため、まとめて説明致します。

申請明細5番の申請内容は、賃貸借の権利設定で、また、申請明細6番の申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図ろうとする譲受人へ貸付及び、譲り渡しをするものです。

申請明細7番、合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の安定を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第72号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の北長森地区の申請については、担当地区の林安廣委員、御説明をお願いします。

林委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、市内及び近郊で水稻の栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく農機具も十分に保有しています。

10月22日に農地利用最適化推進委員と事務局職員で現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており許可は問題ないと判断しております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ2番の黒野地区及び2ページ3番、3ページ4番の方県地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

申請明細2番は、農業経営を行っている申請人の世帯内贈与で、同一世帯の親から子へ持分3分の1の所有権を移転するものです。

10月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人はこれまで通り、申請地で水稻の栽培を続けるということです。引き続き地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

続きまして、申請明細3番ですが、方県地区に居住している譲受人と譲渡人が農地の交換を行うものであります。

10月17日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲り受ける農地に果樹を植えるということです。

また、譲り渡す農地は、この後に議案として出る5条許可申請で資材置場として転用するということです。

立会いの際に地域の取り決めを守っていただけることを約束し

てもらいました。地元としては許可は問題ないと判断しております。

続きまして、申請明細4番ですが、今回の申請は、長良地区に居住している譲受人がワインの製造及び販売に用いるブドウを栽培するため、農地を購入するものであります。

10月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらい、今後の営農計画についても確認しました。地元としては許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ5番及び6番の日置江地区からの申請については、担当地区の江崎和浩委員が欠席ですので、事務局より説明致します。

則竹主査

申請明細5番及び6番ですが、農地を借り受け及び譲り受け、農業経営の安定、拡大を図るものであります。10月24日に現地立会いを行いました。申請地では水稻を耕作する予定とのことです。地元として許可は問題ないと聞いております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ7番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

今回の申請は、譲受人が耕作している農地を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。

10月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人はこれまで通り、申請地で水稻の栽培を続けるということです。引き続き地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第72号について、何か御意見等ございましたら御発言願

いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第73号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第73号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、5ページの用途区分別総括表にありますように、再生エネルギー発電設備が1件で、転用面積は、畑306平方メートルとなっております。

6ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、西郷地区の申請内容は、太陽光発電施設に転用するものでございます。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第73号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第74号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、賃借権の設定3件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第74号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

8ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が1件、官公署・病院等公的施設が1件、工・鉱業用地が1件、店舗等施設が2件、再生エネルギー発電設備が1件、合計6件で転用面積は、

田8, 354平方メートル、畑1, 015平方メートル、
合計9, 369平方メートルとなっております。

9ページをお願い致します。

申請明細1番、黒野地区の申請内容は、使用貸借設定による太陽光発電施設への転用です。申請地は、水管、下水管又は、ガスパ管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので39ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、黒野地区の北部で、一級河川伊自良川の西約300メートル、岐阜大学から南へ約300メートルのところに位置している農地でございます。

9ページをお願い致します。

申請明細2番、方県地区の申請内容は、所有権移転による資材

置場への転用です。先ほど御審議いただいた議案第72号の申請明細3番の交換による転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細3番、合渡地区の申請内容は、所有権移転による資材置場への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので40ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、合渡地区の南部で、岐阜市立女子短期大学から南西へ約900メートルのところに位置している農地でございます。

なお、この転用につきましては地域の方から、意見が出されております。その内容ですが、この申請地一帯は、今年7月の豪雨で冠水した地域のため、転用されることで冠水の被害が拡大することへの心配の声であります。そのため、10月29日に転用事業者から地域の方へ説明会が行われ、資材置場への転用にあたり、工事方法を再検討すること、地域の方へ事業内容の周知を行うことになりました。

なお、農地転用の許可、不許可の判断基準ですが、農地をその営農条件や周辺の市街化等の状況から見て区分し、その立地場所の状況により許可の可否を判断する立地基準と農地転用の確実性や周辺農地等への被害防止措置の妥当性等を判断する一般基準で行います。よって今回の申請は、立地基準、一般基準ともに転用に対し問題は無いと判断します。

9、10ページをお願い致します。

申請明細4番から6番の合渡地区の3つの案件は、関連事業で

す。

申請明細4番の申請内容は、賃貸借設定による介護老人保健施設の駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし、今回の申請は、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため、許可し得るものです。

申請明細5番の申請内容は、賃貸借設定による病院施設の駐車場への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細6番の申請内容は、賃貸借設定による介護老人保健施設への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし、今回の申請は、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため、許可し得るものです。

この申請明細4番と5番は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので41、42ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、合渡地区の中央部で、河渡橋西詰から北西へ約500メートル、一級河川樋爪川沿いに位置している農地でございます。

以上でございます。

議 長

ただいま議案第74号について事務局から説明を受けましたが、9ページ1番の黒野地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。担当地区の野々村委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、太陽光発電施設として、農地の転用を行うものです。

10月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際に、近隣農地への影響の無いようお願いしており、許可は問題ないものと考えてい

ます。

議 長

ありがとうございました。9ページ3番、4番及び10ページ5番の合渡地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

申請明細3番の申請は、事業拡大のため資材置場を拡張するものです。

10月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際に、近隣農地や水路への影響の無いようお願いしております。

同日開催された地区の農政推進委員会において、地域の方から「7月の豪雨の時、この地域が冠水したため、貯水の役割を果たす田を埋め立てると、水かさが増えるのではないか」との心配の聲が上がっていると発言がありました。

そのため、10月29日に地域の方と転用事業者が話し合いを行う説明会を開催し、この説明会において、転用事業者は「埋め立てる高さを検討する」とのことでした。

地域の方から転用に対する意見は出ていますが、事務局から説明があった通り、農地転用の許可判断は、立地基準と一般基準で判断するため、法令上問題ないものと考えます。

しかしながら、この地域は冠水しやすい地形であり、地域の皆さんが心配されることは当然のことと思います。

よって、私としても、この地域で今後被害が出ないように、行政に対し排水ポンプの改修など治水対策を早期に実施するよう、強く要望してまいります。

申請明細4番及び5番は、老朽化に伴う介護老人保健施設の建て替えと、関連施設の駐車場整備のため、農地転用を行うものです。

10月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際に、近隣農地や水路への影響の無いようお願いしており、許可は問題ないものと考えています。

議 長

ありがとうございました。議案第74号について、何か御意見

等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第75号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出40件、第4条届出17件、第5条届出64件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第75号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

12ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました40件の内訳は、

田が81筆71,223.60平方メートル、

畑が63筆24,270.52平方メートルで、

計144筆95,494.12平方メートルでありました。

続きまして13ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が1件、集団住宅その他が8件、店舗等施設が1件、貸駐車場・資材置場が5件、再生エネルギー発電設備が1件、その他が1件、合計17件で、面積と致しましては、

田、畑合計で11,959平方メートルとなっております。

受理明細は14ページから18ページに記載してございます。

続きまして19ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設

定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が14件、集団住宅その他が29件、工・鉱業用地が6件、店舗等施設が2件、流通業務等施設が2件、貸駐車場・資材置場が9件、再生エネルギー発電設備が2件、合計64件で、面積と致しましては、

田、畑合計で33,246.09平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、20ページから36ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年10月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案第75号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして議案第76号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は4件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは議案第76号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

38ページをお願い致します。

今回は、4件提出されており、特例適用農地面積は、田が6,029平方メートル、畑が3,877.56平方メートルで、計9,906.56平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第76号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、現在、黒野地区、岩地区及び芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野地区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

現在埋戻し作業が行われており、10月29日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。

今後も農地への復元まで地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区及び芥見地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員が欠席のため、事務局より説明致します。

則竹主査

岩地区内1件及び芥見地区内1件の砂利採取の状況を報告致します。

10月29日に県及び市の関係部局による定期立入検査を行っております。

まず、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましては、特に問題なく埋戻し作業が行われています。

また、芥見嵯峨2丁目地内の砂利採取につきましては、先月下旬から埋戻し作業に入っておりますが、特に問題は確認されておられません。

今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります、とのことでした。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区、岩地区及び芥見地区については今後も引き続いて中間報告をお願いしたいと思います。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 4 5 分閉会を宣す。